

社会福祉法人 秋田婦人ホーム 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、キリスト教の精神により、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

母子生活支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(ア) 保育所の経営

(イ) 放課後児童健全育成事業の経営

(ウ) 一時預かり事業

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人秋田婦人ホームという。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって、地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、ひとり親家庭や子育て世帯、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を秋田市楯山古川新町 41 番地の 2 に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬に対して、各年度の総額50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決

議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定に関わらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 8 名以内
- (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を常務理事とする。
- 3 前項の常務理事をもって社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 秋田市榑山古川新町 41 番地 2、38 番地 1、41 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 母子生活支援施設 秋田婦人ホーム 1 棟 (1427.74 平方メートル)
 - (2) 秋田市榑山古川新町 41 番地 2 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 保育所 城南園園舎 1 棟 (684.23 平方メートル)
 - (3) 秋田市榑山古川新町 41 番 1 所在の秋田婦人ホーム敷地 (389.58 平方メートル)
 - (4) 秋田市榑山古川新町 47 番 1 所在の秋田婦人ホーム敷地 (23.63 平方メートル)
 - (5) 秋田市榑山古川新町 38 番 2 所在の城南園敷地 (159.76 平方メートル)
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
 - 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、秋田市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、秋田市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄

をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解 散

(解 散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、秋田市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を秋田市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人秋田婦人ホームの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	早 川 か い
理 事	川原田 理 七
”	笈 川 一
”	古 村 精一郎
”	鈴 木 次 男
”	土 合 竹次郎
”	早 川 宏 学
”	三 浦 三 郎
”	真 鍋 頼 一
監 事	藤 川 卓 郎
”	土 屋 政次郎

- 2 この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

備 考

- (1) 昭和27年5月17日 社会福祉法人設立認可
(厚生省秋社第227号厚生大臣 吉武恵市)
- (2) 昭和29年7月24日 一部変更認可
(厚生省秋社第202号厚生大臣 草葉隆円)
第2条資産総額の変更
定款準則の改正に伴う第22条残余財産の帰属の変更
- (3) 昭和33年11月12日 一部変更認可
(厚生省秋社第325号厚生大臣 橋本龍伍)
事業の変更 秋田婦人ホーム 厚生施設→母子寮
資産総額の変更
理事定数の変更 理事 9名→10名
- (4) 昭和34年2月28日 一部変更理事会決議
第2条資産総額を削除
- (5) 昭和36年11月 日 一部変更理事会決議
基本財産の変更 土地取得
- (6) 昭和53年4月28日 一部変更認可
(厚生省収児第549号厚生大臣 小沢辰男)
準則の改正による 縦書き→横書き
事業の変更 保育所 秋田婦人ホーム附属城南園→保育所 城南園
基本財産の変更
- (7) 昭和63年3月24日 一部変更認可
(指令児-1506 秋田県知事 佐々木喜久治)
準則の改正により 社会福祉法人に係る認可権限が都道府県知事に委任
された
基本財産の変更 母子寮秋田婦人ホームの改築

- (8) 平成1年12月14日 一部変更認可
(児-1154 秋田県福祉保健部長)
基本財産の変更 土地、建物の取得
楢山古川新町38番地2の土地、建物
- (9) 平成3年9月6日 一部変更認可
(児-657 秋田県知事 佐々木喜久治)
基本財産の変更 保育所城南園の改築
建物の滅失登記(楢山古川新町38番地2)
- (10) 平成4年3月3日 一部変更認可
(指令児-1261 秋田県知事 佐々木喜久治)
準則の改正による 第二種社会福祉事業の中に学童保育ひばりクラブ
を隣保事業として追加
- (11) 平成7年1月4日 一部変更認可
(指令児-1036 秋田県知事 佐々木喜久治)
準則の改正による 理事会の議長はその都度選任
決算は監事の監査を経てから理事会の認定を得る
- (12) 平成10年4月21日 一部変更認可
(秋田市司令第1720号 秋田市長 石川錬治郎)
児童福祉法の改正による 母子寮が母子生活支援施設、ひばりクラブ
が放課後児童健全育成事業に変更
準則の改正による 中核市移行に伴い所轄庁の変更
- (13) 平成13年12月12日 一部変更認可
(秋田市司令第5037号 秋田市長 石川錬治郎)
準則の改正による 定款準則の目的等全面的に改正されたため
- (14) 平成15年11月4日 一部変更認可
(福総第144号 秋田市長 佐竹敬久)
準則の改正による 秋田魁新報社 → 新聞

- (15) 平成16年6月21日 一部変更認可
(秋田市指令第2173号 秋田市長 佐竹敬久)
評議員会設置に伴う条文の改正 第8条(役員の選任等)
第12条(監事による監査)
評議員会設置に伴う章の追加 第3章 評議員及び評議員会
第14条(評議員会)
第15条(評議員会の権限)
第16条(同前)
第17条(評議員の資格等)
第18条(評議員の任期)
- (16) 平成18年3月30日 一部変更認可
(秋田市指令第1512号 秋田市長 佐竹敬久)
準則の改正による 第3条第1項(経営の原則)地域福祉の推進に
努めるを追加
第10条第1項(理事会)日常の業務として理
事会が定めるに改正
第15条第2項(評議員会の権限)あらかじめ
評議員会の意見を聴かなければいけないに改正
第20条(基本財産の処分)ただし書きの部分
を全面改正
- (17) 平成20年5月26日 一部変更認可
(秋田市指令第3878号 秋田市長 佐竹敬久)
準則の変更による 第1条(目的)第1項(1)母子生活支援施設
の経営に変更(2)保育所の経営に変更(3)放
課後児童健全育成事業の経営に変更
第32条(公告の方法)官報又は新聞に掲載し
て行うに変更
- (18) 平成22年6月14日 一部変更認可
(秋田市指令第2469号 秋田市長 穂積 志)
児童福祉法の改正による 第1条(目的)第1項(2)(ウ)一時預か
り事業を追加

基本財産の変更による

第19条(資産の区分)第2項(3)H21.

5.27実測により392.20平方メートルに地積更生し、H21.7.28都市計画道路秋田環状線用地として一部売却のため地積変更。

(4)都市計画道路秋田環状線施行に伴い空き地を取得(楯山古川新町47番1)のため地積変更。

(19)平成29年3月7日

全面変更認可

(秋田市指令第770号 秋田市長 穂積 志)

社会福祉法改正により定款例にならない全面改正

社会福祉法人秋田婦人ホーム 定款施行細則

第1章 総 則

第1条 この細則は、社会福祉法人秋田婦人ホームの定款の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 理 事 会

(日常の業務としての理事会が定めるもの)

第2条 定款第24条の規定で定める日常の業務として理事長の専決するものは、以下のとおりとする。

- (1) 施設長等の任免その他重要な人事を除く職員の任免。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えなると認められる物品の売却又は廃棄。
- (8) 予算上の予備費の支出。
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- (10) 入所者の預り金の日常管理に関すること。
- (11) 寄附金受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

第3章 顧問

(顧問)

第3条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員の任期に準ずる。
- 5 顧問の報酬については、顧問の地位にあることのみによつてが、支給しない。なお、当法人の理事会及び評議員会に理事長の命を受け出席する場合の報酬等は、役員と同じ額を支払うものとする。

第4章 運営

(施設の運営)

第4条 定款第1条第1号及び第2号に規定する施設の運営に関しては、関係法令及び関係通知等に定めるものによるものとする。

(事務局の設置)

第5条 法人はその円滑な運営をはかるため事務局を置くことができる。

(諸規程)

第6条 法人の運営に必要な規程は、理事会の議決を経て定めるものとする。

(帳簿)

第7条 理事長は、他の規程に定めるもののほか別表に掲げる帳簿を備え付けておかなければならない。

(補則)

第8条 この細則の施行に関し必要な事項は理事長において作成し理事会の承認を得て定めるものとする。

附 則

- 1 この細則は、昭和 54 年 10 月 30 日から施行する。
- 2 昭和 33 年 5 月 1 日制定の社会福祉法人秋田婦人ホーム定款施行細則は、これを廃止する。
- 1 この細則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 54 年 5 月 1 日制定の社会福祉法人秋田婦人ホーム定款施行細則は、これを廃止する。

別 表

1. 法人設立認可書綴
2. 定款変更認可書綴
3. 契約関係綴
4. 登記関係綴
5. 役員名簿
6. 役員就任承諾書及び履歴書綴
7. 議事録綴
8. 監査報告書綴
9. 関係機関からの通知書綴
10. 現況報告書綴
11. 労働基準法に関する書類綴
12. 職員の履歴書綴
13. 辞令簿
14. 評議員名簿
15. 評議員就任承諾書及び履歴書綴
16. 評議員選任・解任名簿